〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実及び理由

一 控訴人は「原判決を取消す。被控訴人が建築基準法六条四項に基づき平成四年 六月二六日付けでした、控訴人の建築確認申請が横浜市建築基準条例四条に適合し ない旨の通知処分を取消す。訴訟費用は、第一、二審とも、被控訴人の負担とす る」との判決を求め、被控訴人は主文同旨の判決を求めた。

二 当事者双方の主張は、次のとおり敷衍する他は、原判決事実摘示記載のとおりであるから、これを引用する。

(控訴人)

横浜市建築基準条例(以下「市条例」という。)四条の根拠規定は、建築基準法 (以下「法」という。)四三条二項である。すなわち、

1 市条例四条の制定の背景に横浜市における人口及び建築物の増加があるとしても、これら人口及び建築物の増加に伴う規制は、通常は建築物の集合による都市環境の悪化や火災等の危険に対処するために必要となるものであって、単体としての建築物に対してというより都市計画区域内に存する建築物に対してこそ、その規制の必要が認められるのである。そうしてみると、横浜市における人口及び建築物の増加という事情は、まさしく市条例四条が集団規定の観点からもうけられたと解すべき根拠となるべきものである。また、市条例四条の制定の背景に関連して、その変遷の経過をたどれば、市条例四条が敷地と道路との関係として定められた規定であることは明白である。

3 東京都建築安全条例三条は、市条例四条と同旨の規定であるが、右三条の解説においては「法による敷地の接道長は二メートル以上とされているが、敷地延長については敷地の形状からの安全確保のため、路地状部分の長さの区分により、さらに広幅員の接道長(路地状部分の幅員)を要求している」と説明され、右規定が接道長の加重を目的とするものであることを明確にしている。そして、東京都の条例は、その地方公共団体としての規模、機能等から他の地方公共団体においても参考にされるべき重要な位置を占めていることは顕著な事実であり、市条例四条の規定にされるべき重要な位置を占めていることは顕著な事実であり、市条例四条の規定であり、市条例四条の趣旨もまた、路地状部分についての接道義務の加重に他ならないのである。

/ 古書音に しょくしょく ほうし

(被控訴人)

人口及び建築物の増加に対処するためには、控訴人が主張するように集団規定の観点からの規制が考えられるとしても、都市計画区域内に存する個々の建築物に対しての単体規定が不要ということにはならない。横浜市においては、その全域が都市計画区域に指定されており、市内に存する個々の建築物は都市計画区域内に存する建築物である。そこで、横浜市における人口及び建築物の増加に伴う建築物の集合に対して、単体としての建築物の安全等の観点からの規制をもうける必要があり、このような観点から、市条例四条は個々の建築物の敷地の形態について定められたのである。

人口及び建築物の増加に伴い、建築物が集合してくると、建築物の敷地の形態如何

が当該敷地の建築物の安全上密接に関連してくるのであり、特に、建築物の敷地が路地状部分のみによって道路と接する形態の場合、その路地状部分は敷地内の避難上及び消火上必要な通路に当たり、その通路の長さが長けなる。とは明らずであるが、単体としての建築物の安全等の観点から、特殊分ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対ののとは、対のではないがある。とおり、あいて定めたものでは、対のとは、対の関係を定めたものではない。といるとができる場合では、対の関係を定めたものでは、対の関係を定めたものでは、対の関係を定めたものでは、対の関係を定めたものでは、対の関係を定めたものでは、対の関係を定めたものでは、対の関係を定めたものでは、対の関係を定めたものでは、対の関係を定めては、対の関係を定めては、対の関係を定めては、対の関係を定めては、対の関係を定めては、対の関係を定めては、対の関係を定めては、対の関係を定めては、対の関係を定めては、対の関係を設定は、対の関係を設定とは、対の関係を対してが、対しており、対の対象にでは、対の対象にでは、対の対象にでは、対の対象にでは、対の対象にでは、対の対象にである。とを明確にしているのが対象地の形態についての規制であることを明確にしているの対象地の形態についての規制であることをのである。

三 証拠(省略) 四 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断するが、その理由は、当事者双 方の前示主張にかんがみ、市条例四条の制定根拠等について次のとおり敷衍する他 は、原判決理由説示のとおりであるから、これを引用する。

る。 (二) 原判決(一二丁表二行目掲記の各証拠及び乙第一一ないし第一三号証、第 二一号証によれば、横浜市の人口は、本件市条例(昭和二八年横浜市条例第一号)

が施行された昭和二九年の翌年の昭和三〇年には一一四万三六八七人であり、人口密度も一平方キロメートル当たり(以下、同じ)二八二〇人であったが、昭和四三 年に人口が二〇〇万人を超え、昭和六一年に三〇〇万人を超えた後も人口は増加を 続け、本件建築確認申請のされた平成四年には人口は三二二万二〇四七人となり、 人口密度も七四六六人に及んでいたこと、また、横浜市建築局の建築物確認申請の 取扱件数は、昭和三九年には推計二万四九二一件であったが、その後増加を続け、 市条例四条施行の前年である昭和四六年には三万二五八四件に達したこと、このように、横浜市においては、昭和四〇年ころから、高度の都市化に伴う人口及び人口密度の急増、居住用建物の異常な密集という現象が生じたことから、横浜市は、こ のように異常に密集した居住環境の下で、建築物等の安全、防火の目的を全うするために、建築物の敷地に関する必要な制限の付加として、昭和四七年横浜市条例第 -一号により、従前の横浜市建築基準条例の一部を改正し、市条例四条の規定を設 けたものであること、同改正は、従前の市条例四条を四条の二とし、その前に本件の市条例四条を新設したものであるが、同改正後の市条例の規定は、第一章が総則で第一条から第四条の二まで、第二章が特殊建築物に関する規制で第五条から第五三条まで、第三章は雑則で第五四条から第五四条を表す。第四章が罰則で第五八条と いう構成になっていること、このうち、右総則に規定された市条例四条の表題は 「敷地の形態」であり、本文において「建築物の敷地が路地状部分のみによって道 路に接する場合には、その路地状部分の幅員は、その路地状部分の長さに応じて、 次の表に掲げる数値としなければならない(表は省略)」と規定していること 方、改正後の市条例四条の二は、表題が「大規模建築の敷地と道路との関係」となっており、その規定の要旨は、延べ面積が一〇〇〇平方メートルをこえる建築物の 敷地は、幅員六メートル以上の道路に、長さ六メートル以上接しなければならない としたものであること、なお、第二章(特殊建築物)に規定された市条例五条は、 表題が「敷地と道路との関係」となっており、内容は、要旨、学校等の用途に供す る建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が一〇〇平方メートルをこえる ものの敷地は、一箇所で六メートル以上道路に接しなければならない、と定められ ているものであること、以上の事実が認められる。 以上によれば、法四〇条は、地方公共団体が、その地方の自然的条件や社会的 実情ないし社会的条件の特殊性により、法第二章の規定等のみによっては建築物の 安全、防火又は衛生の目的を充分に達し難いと認める場合においては、条例で、建 築物の敷地等に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を付加することができ る旨規定しているものであるところ、横浜市においては、昭和四〇年ころから人口 及び人口密度の急増、居住用建物の異常な密集という現象が生じたことから、建築 物等の安全、防火の目的を全うするために、建築物の敷地に関する規制が必要とな り、市条例四条が制定されたものであるが、同条は「敷地の形態」という表題になっていて、建築物の敷地を単体として規制するものであることを表しており、法第三章のいわゆる集団規定のように「敷地と道路との関係」などという表題ではな く、その規定内容も、建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合 建築物が密集する都市部において建築物の安全、防火又は衛生を十全に図るた めには、建築物の敷地について規制を付加する必要があるとの見地から、右路地状 部分につきその長さに応じて一定の幅員を確保しなければならないとするものであ これらを総合すれば、同条項は、いわゆる単体規定の観点から法四〇条を根拠 として敷地の形態それ自体を規定したものと解するのが相当である。 3 控訴人は、人口及び建築物の増加に伴う規制は通常集団規定を必要とさせるも のであるから市条例四条は集団規定であるなどと主張するところ、確かに人口及び 建築物の増加が集団規定による規制を必要とさせる状況を生み出すことは十分に考 えられるところであるが、前示のとおり、単体規定である法四〇条による規制の付 加と集団規定である法四三条二項による規制の付加とは、規制の付加ができる条件 も規制の対象も異なっているものである以上、人口及び建築物の増加が集団規定の みならず単体規定としての規制の付加を必要とすることも充分考えられるのであっ て、集団規定のみでこれに対処することでは不十分である場合も否定することがで きないのである。本件の場合、市条例四条の制定が必要とされた事情やその制定内 容等は前示のとおりであって、市条例四条は法四〇条に基づくものであるというべ きであり、これが集団規定である法四三条を根拠としているものであるということ

また、控訴人は、法四〇条によって敷地に対する制限を設けることができるとして も、それはあくまでも建築物それ自体の安全、防火又は衛生に関するものでなけれ

はできない。

ばならないところ、市条例四条はいかなる建築物であるかを問わず敷地のみに着目したものであるから、法四〇条に基づく制限の範囲を超えていると主張するが、法第二章のうちには第一九条のように敷地自体に関する規制を行って建築物の安全、防火又は衛生の目的を達しようとする条項も存在するのであるから、控訴人主張のように法四〇条による制限を限定して解釈しなければならない理由はないのであって、控訴人の主張は採用できない。

そのほか、控訴人は、市条例四条が法四〇条に基づくものではない旨を縷々主張するが、いずれも独自の見解を前提とするものであって、採用することができない。 4 以上によれば、市条例四条は法四〇条に基づき制定されたものであるというべきであり、市条例四条が法四三条に基づくものであることを前提として本件通知処分の違法をいう控訴人の主張は理由がないものといわなければならない。

五 よって、本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担について行政事件訴訟 法七条、民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 宍戸達 佃 浩一 升田 純)